



▲まぐろ祭り



▲ KOYOMI 湯

羽村市自然休暇村（清里・八ヶ岳少年自然の家） 指定管理者が決定しました

羽村市自然休暇村は、平成17年10月から指定管理者制度を採用し、民間企業に運営業務・施設管理を委任し、利用者の皆さんの利便性やサービス、集客力の向上を図ってきました。

現在の指定管理者の指定期間が3月31日で満了となることから、4月以降の指定管理者を公募した結果、2社から応募があり、「羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会」の審査を経て、市議会の議決により、株式会社レパストに決定しました。

株式会社レパストは、1期目（平成17年10月1日～21年3月31日）に引き続いての指定となります。

「まぐろ祭り」「ワインのタベ」「地酒ランキング」などのさまざまなイベントやフリーダイヤルによる予約受付は、指定管理者の提案から生まれたものです。今後も市民の皆さんに愛される施設として、これまで以上のサービスの向上に努めていきます。多くの皆さんのお越しをお待ちしています。



指定管理をする施設の名称

羽村市自然休暇村（清里・八ヶ岳少年自然の家）
（山梨県北杜市高根町清里3545-3877）

指定管理期間

平成21年4月1日～25年3月31日（4年間）

指定管理者

株式会社レパスト（東京都中央区銀座7-13-8）

問合せ

羽村市自然休暇村（清里）について：生活安全課地域振興係、羽村市自然休暇村（八ヶ岳少年自然の家）について：生涯学習課生涯学習係（ゆとろぎ内） ☎ 570-0707

4月から、し尿汲取手数料などを変更します

4月1日(水)から、し尿の汲取実施日・汲取手数料および納付方法を次のとおり変更します。

▼汲取実施日

火・金曜日（祝日を含む・年末年始を除く）

▼汲取手数料

区 分		1便槽1回
一般帯	川崎武蔵野・五ノ神武蔵野・羽地域	1,000 円
	上記以外の地域	2,000 円
事業所	川崎武蔵野・五ノ神武蔵野・羽地域	3,000 円
	上記以外の地域	6,000 円
臨時に設置したもの（仮設トイレ）		6,000 円

※上記の金額は、1便槽1回あたりの料金です。

▼納付方法

下記の廃棄物処理券（し尿シール）取扱店で、該当する金額の廃棄物処理券を購入し、汲取時に廃棄物処理券をその場で手渡していただくか、トイレの分かりやすい場所に張って

ください（仮設トイレは扉の内側に張ってください）。

□ 廃棄物処理券（し尿シール）取扱店

店舗名	所在地
(株)西友羽村店	五ノ神 1-8-14
サークルK 羽村神明台店	神明台 4-1-3
ファミリーマート羽村栄町店	栄町 2-21-11
(株)マルフジ羽村店	羽東 1-21-28
セブンイレブン羽村羽加美1丁目店	羽加美 1-40-3
ローソン羽村小作台店	小作台 5-29-6

※し尿シールの取扱いは、4月1日(水)からです。

▼予約方法

予約の方法は変わりません。し尿汲取受付センター（粗大ごみ受付センターと同じ）へ予約してください。

受付日時 月～金曜日午前8時30分

～午後5時（祝日を含む・年末年始を除く）

電話 570-7733

問合せ 生活環境課生活環境係

たま川兄弟
減右衛門と量右衛門のこれやってる？
＜みんなを誘ってマニュアル説明会へ！の巻＞

減右衛門



量右衛門



届いたわよ！広報はむら3月15日号と一緒に配られたわね！



こんにちは。新しい資源リサイクルマニュアルは届きましたか？

今回のマニュアルは、写真がカラーになって見やすいわね！



やあ、リサちゃん、いくるちゃん。新しいマニュアルの話をしていんだ！

分別でわからないこともあるから、行ってみたいなあ。



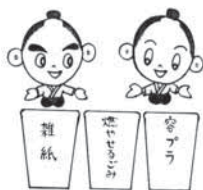
いくつか内容が変わっていきんだ。3月16日(月)・19日(木)・24日(月)にマニュアルの説明会があるんだよ！

会場など詳しくは、広報はむら3月15日号の裏表紙カレンダーに載っているから確認してね！



じゃあ、新しいマニュアルを持って「資源リサイクルマニュアル説明会」へみんなで行こう！

各部屋にごみ箱3つ！



雑紙・容器包装プラスチックを
しっかり分別！



液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機の処分方法が変わります

4月から液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機は、家電リサイクル法に定められた特定家庭用機器の対象となります。

これらのものは、今まで「粗大ごみ」として市で処分することができましたが、4月からは市で処分することができなくなります。

次の手続きに従って処分してください。

※家電リサイクル法は、一般家庭から排出された特定家庭用機器から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を促進するための法律です。

処分方法1 現在の液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を買った店へ引取りを依頼

処分方法2 新しい液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を買う店へ引取りを依頼

処分方法3 自分で手続きをする
(処分方法1・2ができない場合)

- ①メーカーを調べ、郵便局で「家電リサイクル料金」を支払う（支払い後の「家電リサイクル券」は機器を引き渡す際に必要となります）
 - ②「家電リサイクル料金」を支払った後、メーカーが用意した指定引取場所へ持ち込む
- ※家電リサイクル料金、指定引取場所は、各メーカーへ問い合わせてください。
- ※指定引取場所へ持ち込めない場合は、市内の中間集積所へ持ち込むか、自宅回収を依頼してください。業者が代わりに指定引取場所へ持ち込みます（有料）。

●市内中間集積所・自宅回収依頼

丸順商事(株)（所在地：羽村市富士見平 2-1-14
☎ 554-2229）

問合せ 生活環境課生活環境係

「資源リサイクルマニュアル」 「資源収集カレンダー」を 配付しました



広報はむら3月15日号と一緒に、「資源リサイクルマニュアル」「資源収集カレンダー」を配付しました。

「資源収集カレンダー」は、表面が4～9月分、裏面が10～3月分となっています。間違えないように注意してください。

問合せ 生活環境課生活環境係

税金



平成21年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)

(4月29日(水)、5月4日(月)～6日(水)を除く) 午前8時30分～午後5時15分(受付は午後5時まで。土・日曜日は正午～午後1時を除く)

縦覧場所 課税課窓口

縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

必要な物

○本人の場合 本人確認のできる書類
○代理人の場合 委任状・代理人の本人確認のできる書類

※本人確認書類について詳しくは、広報はむら3月1日号をご覧ください。

問合せ 課税課資産税係

平成21年度固定資産課税台帳の縦覧

縦覧期間 4月1日(水)～(土・日曜日

以外の祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分(受付は午後5時まで。土・日曜日は正午～午後1時を除く)

縦覧場所 課税課窓口

縦覧できる方と縦覧範囲

○固定資産税の納税義務者 本人が所

有している固定資産

○借地・借家人の方 借地・借家対象資産

必要な物

○本人の場合 本人確認のできる書類
○代理人の場合 委任状・代理人の本人確認のできる書類

○借地・借家人の場合 借地借家契約書または地代・家賃領収書、借地・借家人の本人確認のできる書類

※本人確認書類について詳しくは、広報はむら3月1日号をご覧ください。

問合せ 課税課資産税係

保険・年金



高齢受給者証の送付

70～74歳の国民健康保険の被保険者の方で、現役並み所得者(窓口負担割合が3割)以外の方に高齢受給者証を3月下旬に送付します。

これは、4月1日から、医療機関で支払う一部負担金を1割から2割へ変更する予定だったものが、国の臨時特例措置により、1年間は1割負担のまま継続することとなったためです。

8月1日付で高齢受給者証の一斉更新があるため、有効期限は7月31日までとなります。前年中の所得によって

は、一斉更新時に3割負担へ変更となる場合があります。

現在の受給者証は、4月以降に保険年金課または市役所各連絡所へ返却していただくか、新しい高齢受給者証に同封する返信用の封筒に切手を貼って送付してください。

問合せ 保険年金課保険係

国民年金 学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、大学・専修学校などへ在学中に、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難なときに、保険料が猶予される制度です。この制度は、扶養親族の数によって基準額が異なりますが、一例として単身者の基準額は11.8万円となります。

■前年度の申請に基づき平成21年度の在学が確認できた方

学生納付特例の継続申請確認通知が社会保険庁から送付されます。平成21年度も継続して希望する方は、同封のはがきが必要事項を記入し、社会保険庁へ送付してください。

■在学が確認できなかった方

学生納付特例制度の申請書が社会保険庁から送付されます。申込みを希望する方は、市保険年金課へ申請してください。

■継続申請確認通知および申請書が送付されなかった方で、申込みを希望する方

市保険年金課で配付する申請書に記入し、平成21年度の学生証の写しまたは在学証明書を添えて、市保険年金課へ申請してください。

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

暮らし



羽村都市下水路廃止の公告および縦覧

動物公園通りの公共下水道雨水管整備に伴い、3月31日付で羽村都市下水路を廃止することから、公告および関係図書の縦覧を行います。

告示日 3月16日(月)

縦覧期間 3月17日(火)～30日(月)(土・

日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～

午後5時

縦覧場所 下水道課窓口

問合せ 下水道課工務管理係